

衛星放送に関する課題や論点について

デジタル時代における放送制度の
在り方に関する検討会事務局

令和5年5月19日

現状

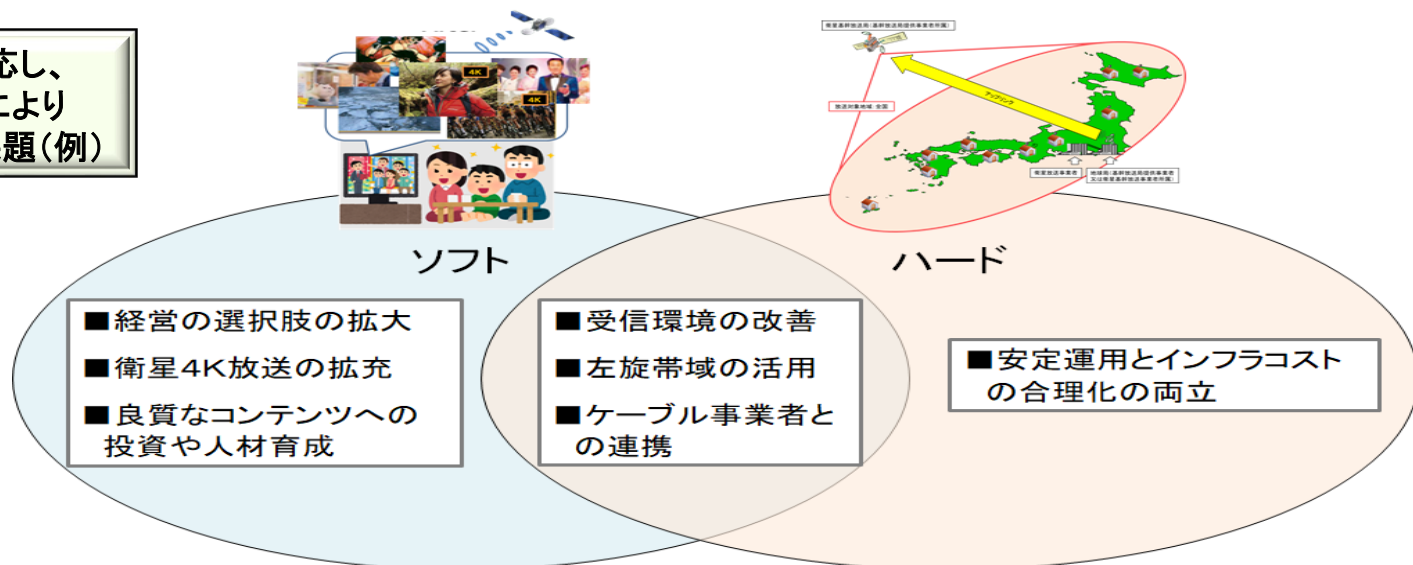
- ◆ 衛星放送は、ハードとソフトを制度上分離することにより経営リスクを分散し効率的な事業運営を行うことを可能としており、広域性や経済性、大容量性や高品質性といった強みを持つメディアである。

課題

- ◆ 衛星放送を取り巻く環境が大きく変化している中、それを的確に捉え、衛星放送ならではのメリットを最大限活かしつつ、ハード事業者とソフト事業者の一層の連携を促し、良質な放送コンテンツを引き続き全国の視聴者に届けその社会的役割を持続的に維持・発展させる環境を整えることが求められている。

その前提の下、本検討会第15回会合(1月31日)及び第16回会合(3月13日)における衛星インフラ事業者からのヒアリング結果等も踏まえ、例えば、以下のような短期・中期にわたる諸課題への対応に関し、具体的・専門的な検討を行う必要性についてどう考えるべきか。

大きな環境変化に対応し、ソフト・ハードの連携により取り組む短期・中期的課題(例)



【構成員の主な意見】

(総論)

- ▶ ハード・ソフト分離が既に進んでいて、かつ固定費が低い世界というので、競合環境がより現れているこの領域での、今後の戦略やマーケットの成立について議論を尽くして、コンテンツや放送の在り方をちゃんと検討することが、実際には地上波側での議論の未来を示すことにも資するのではないかと思われる。(瀧構成員)
- ▶ これまで地上波の放送について中心的に議論をしてきているけれども、公共性のある上質な放送コンテンツという観点では衛星放送も例外ではないと思っており、持続可能性のある衛星放送を維持するという、その将来像を描くために、課題の洗い出しなどの検討の開始を前倒しにしていく必要があるのではないかと思う。(大谷構成員)

(安定運用とインフラコストの合理化の両立)

- ▶ BSATとJSAT、共用できているのが1機ということで、それ以外はほとんどが単独保有。一見すると、インフラのコストについてはさらに、効率化のための共用などを探る余地があるのではないかというふうにも思われるところがある。コストの低廉化の観点で何か合理化のための伸び代があるかどうかなどについても、知りたいところである。それによってチャンネル構成を工夫していただいたり、先ほどCSではコンテンツの調達に費用がかかるという話もあったので、高価なコンテンツの調達などに注力できる余地というのを増やしていくことに意味があるのではないかと思っており、今後、何ができるのか、事業者の声も聴取しつつ、検討を進めていくことが必要ではないかと思う。(大谷構成員)
- ▶ できる限り連携して事業を行っていただくということで、事業継続の可能性を高めていただくことは大事だと思っている。また、代替の場面における活用の可能性も見据えて、総務省でもこの後もいろいろな選択肢をしっかりと確保して放送局の方々にもいろいろな選択をできるような形を整えていただきたいと思っている。(落合構成員)
- ▶ JSATについて、今回説明いただいたインフラ整備の統合は効率性向上の観点から今後の課題としてきわめて重要かと拝察したが、統合により、ある意味JSATのいわゆる総合的事業能力が高くなりえることから、衛星による国内サービス分野における競争への影響はないのか。(林構成員)
- ▶ 持続可能性確保の観点から、これまでに発言のあった構成員のご意見に共感する。まず、統合新衛星の共同化について協議の場を設けて、実務的課題についての検討を開始することが必要だと思う。B-SATご懸念の減価償却費についても長期的には解決策が見つかるかと思う。(大谷構成員)

(安定運用とインフラコストの合理化の両立(続き))

- ▶ いずれB-SAT4シリーズの2機体制に移行されるとのことだが、2機のみのために冗長性を持たせたアップリンク設備や管制設備を維持運用するのは、経済合理性の観点から課題はないのか。それに関連し、「CSの管制もB-SATで行う事が合理的」とされているが、その逆は合理的ではないのか。(伊東座長代理)
- ▶ B-SATは単独でもトラポン料金を15%あるいは24%値下げする予定であると、かなり具体的で魅力的な数字を提示されたが、BS、CSの共同衛星構想が実現したとして、トラポン料金はどの程度まで下げられるのか。(伊東座長代理)
- ▶ 昨今の放送を取り巻く環境を鑑みると、経済合理性の追求が最重要課題になるだろうと認識しているが、かと言って衛星放送のサービス時間率が低下する、こういうことは避けなければならないと思う。現在、JSATのアップリンク設備は東陽町の東京メディアセンター1か所だけなのか。もしその場合、BS、CSの共同衛星構想が実現した暁には、予備のアップリンク設備を設置する考えはあるのか。(伊東座長代理)
- ▶ B-SAT、JSATはいずれも株式会社ということで、それぞれの経営方針に基づいて運営されているのは理解しているつもりだが、有料の衛星放送の加入者数が漸減傾向にあること、また衛星放送を牽引してきたNHKが2K番組を削減することによって、今後、衛星放送のメディアパワーが低下するのではないかと懸念している。こうした状況を十分酌み取っていただき、両社間でもフランクな議論を進められ、インフラコストの低減を実現していただきたい。(伊東座長代理)

(左旋帯域の新たなサービスへの活用可能性)

- ▶ 現在議論されているブロードバンド代替あるいはケーブルでの代替を検討している山間僻地で、衛星から降らせるのは非常に魅力的に感じた。この場合、再送信する放送波が首都圏での放送コンテンツではなく、それぞれのエリアの放送コンテンツの再送信であるとした場合、民放の場合電波エリアは32あり、NHKの場合はそれ以上の電波エリアを抱えている。その全てが収容可能なキャパシティがあるのか。(奥構成員)

【ヒアリング者の主な意見】

(安定運用とインフラコストの合理化の両立)

- ▶ アップリンクに関しては、これまで1チャンネル1アンテナとしていたが、アンテナの合成をして、アンテナの機数は6機で24チャンネルまでカバーできるように何とかしようと考えている。4シリーズになったところでの冗長性が課題だとは考えていない。(B-SAT)
- ▶ 今年も2Kで15%、4K、8Kで24%の値下げをするが、先ほどスカパーJSATのところではBS2.52億、それから110度CS1.73億円と書いているが、私共は衛星2機、それからアップリンクなども必ず冗長性をもって信頼性を取ることによってつくっている料金になる。1機体制になると当然、これが半額になってしまうので、そういう意味では信頼性を取って、なおかつ経済合理性を保つということで我々が考えている値段だと御理解いただけるとありがたいと思う。(B-SAT)
- ▶ 2028年に一機上げるということになると、我々が18年から使っている衛星が、先ほど我々の年表では寿命15年と書いてあるので、正直言って早く打ち上げると減価償却費増になり値上げの要因になるので、それは避けたいと思っている。(B-SAT)
- ▶ 現時点においてもBSに比べてCSは大分安い料金でやっている。さらに価格を下げることをやっていかなければならないと考えているのは、私たちも一緒である。現在、CS中継器の加入者連動料金がだんだん下がってきており、基本料に近づいているけれども、中継器の価格は基本料よりもさらに下げるということを目指す為には、衛星の統合をやっていかないとできないと考えている。(スカパーJSAT)
- ▶ 安定性の話が御質問にあったが、降雨で切れるのは年間全部トータルで10分から20分の間ぐらいで、年によって異なるがその程度である。私どもは、ビルの耐震性を高めて、ここでやっていくことにしているがBSとCS、最も合理的にどうしていけばいいのかということであれば、放送用のアップリンク施設、それからCS用のアップリンク施設それぞれに冗長性を持たせるということで、これも2か所あれば良いと考える。B-SATは3か所持っているので考え方は違うかもしれないが、そういったことで両者が合理化、統合を進めることで安定性も増していくことができると考えている。(スカパーJSAT)
- ▶ 地球局の料金の関係で、現在、地球局のアップリンクの移転というのを計画しており、その作業を進めている。そのため、地球局料金は据置きして、そのアップリンクの移転が終わった時点でどれだけ合理化とかができるかというようなところを見て、新たな料金体系にしたいと考えている。(B-SAT)
- ▶ 衛星事業会社が統合して公取的にはどうかという話、衛星事業だけで考えるならばそうかもしれないが今、衛星放送が競争している相手は配信事業である。そういった部分で考えるに、独占的になるか、ならないかというのは、いろいろな方の判断があるが、そういったことにも注意しながら、しかしながら、ここで設備の効率化、合理化を図っていかねば長期にわたって低迷してしまうのではないかという危機感をすごく感じているので、そういったことにも気を配りながら実現したいと考えている。(スカパーJSAT)

(左旋帯域の新たなサービスへの活用可能性)

- ▶ 私どもが想定しているのは、ローカル局の地デジを衛星に上げて届けることであり、キー局のコンテンツではない。そうすると、先ほど奥構成員がおっしゃったとおり、かなりの地域、かなりのチャンネルがある。そのチャンネルを全部、衛星でやるということはないかと思うが、1中継機に16チャンネル入るので、先ほど左旋の状況をお示したが、未使用になっている中継器を使っていけば、かなりのチャンネルは収容できるので、ローカル局の地デジを衛星で直接降らして、かぎ管理もすることを想定している。(スカパーJSAT)

- ◆ 地上放送におけるマスメディア集中排除原則については、放送の多元性・多様性・地域性に大きな影響を与えないこと等を確認した上で、認定放送持株会社による傘下の地上基幹放送事業者の地域制限（12都道府県まで）が撤廃された（他方、地上基幹放送事業者間の支配数の制限は（隣接特例の緩和を除き）維持）。
- ◆ こうした影響力の変化の評価や事業者からの要望がある中、本検討会第15回会合（1月31日）における議論や地上放送における認定放送持株会社の扱いを踏まえ、衛星基幹放送におけるマスメディア集中排除原則をどう考えるべきか。

【現行】

区分 申請者	衛星基幹放送	
	BS放送	東経110度CS放送
衛星基幹放送事業者	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; background-color: #e0f2f1;"> <p>4トラポン</p> <p>HD・SD番組と4K番組の両方を行う場合は、 HD・SD番組について4トラポン、4K番組について4トラポンまで支配可能。</p> </div>	
地上基幹放送事業者等 含：認定放送持株会社	<p>× (★)</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; background-color: #e0f2f1;"> <p>2トラポン</p> </div>

★ 認定放送持株会社の関係会社の場合は、特例として、HD・SD番組について0.5トラポン、4K番組について0.5トラポンまで支配可能。

(参考) 衛星放送に関するマスメディア集中排除原則の改正経緯 (概略)

- 平成5年3月以前 **BSアナログ放送・CSアナログ放送 (東経154度)** について、支配関係者全体 (地上放送含む) で1番組まで
- 平成5年3月 **CSアナログ放送 (東経154度)** に係るマスメディア集中排除原則の緩和
 - ⇒ CSアナログ放送のみで2番組 (2トラポン分) まで (支配関係者に地上放送事業者が含まれる場合は1番組まで)
- 平成8年2月 **CSデジタル放送 (東経124/128度) 開始** に向けたマスメディア集中排除原則の適用
 - ⇒ CSデジタル放送のみで2トラポンまで (支配関係者に地上放送事業者が含まれる場合は1トラポンまで)
- 平成10年3月 **CSデジタル放送 (東経124/128度) 用トラポン2倍増** に伴うマスメディア集中排除原則の緩和
 - ⇒ CSデジタル放送のみで4トラポンまで (支配関係者に地上放送事業者が含まれる場合は2トラポンまで)
- 平成10年6月 **BSデジタル放送開始** に向けたマスメディア集中排除原則の適用
 - ⇒ BSデジタル放送のみで約2分の1トラポンまで (HDTVによる放送が1番組程度可能)
(ただし、支配関係者に地上放送事業者が含まれてはならない)
- 平成12年9月 **CSデジタル放送 (東経110度) 開始** に向けたマスメディア集中排除原則の適用
 - ⇒ CSデジタル放送 (東経124/128度・東経110度合計) について4トラポンまで (支配関係者に地上放送事業者が含まれる場合は2トラポンまで)
- 平成20年4月 **認定放送持株会社制度の導入**
 - ⇒ BS放送について、認定放送持株会社の子会社であれば、
支配関係者に地上放送事業者が含まれていても2分の1トラポンまで使用可能
- 平成21年2月 **BS放送とCS放送 (東経110度) を特別衛星放送として統合** したことに伴うマスメディア集中排除原則の緩和 (CS放送 (東経124/128度) を一般衛星放送としてマスメディア集中排除原則の適用から除外)
平成23年のアナログ放送廃止及び周波数追加割り当てにより、**BSに7トラポン分追加**
 - ⇒ BS放送・東経110度CS放送合計で4トラポンまで
(ただし、支配関係者に地上放送事業者が含まれてはならない)
- 平成28年6月 **超高精細度テレビジョン放送開始** に向けたマスメディア集中排除原則の緩和
 - ⇒ BS放送・東経110度CS放送合計で4トラポンまで
HD・SD番組と4K番組の両方を行う場合はそれぞれ4トラポンまで
(ただし、支配関係者に地上放送事業者が含まれてはならない)

放送制度検討会(第14回(2022年11月7日))事務局資料より抜粋

【改正事項①】 認定放送持株会社に関する特例の見直し

2

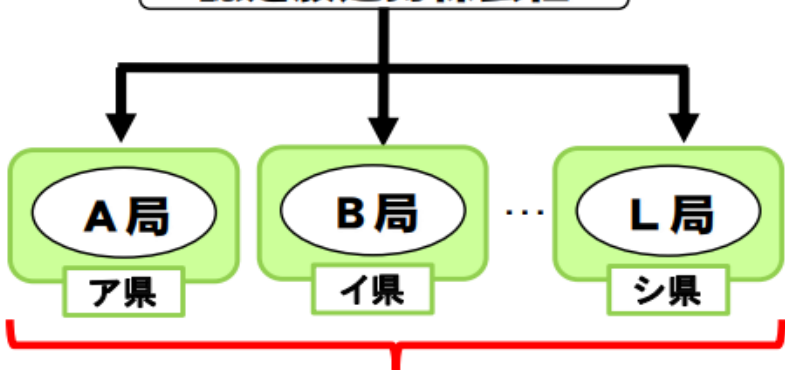
検討会取りまとめにおける記載

認定放送持株会社制度が資本関係を通じたグループ経営を可能とするものである一方で、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、傘下の地上基幹放送事業者の地域制限(12都道府県まで)が設けられているが、資本関係と自社制作番組比率との間に関連性が特に認められないなど、大きな影響は見られていない。こうした制度の趣旨、これまでの運用状況及び事業者ニーズを踏まえると、地域制限を維持する必要性は認められない。

改正案概要

現状

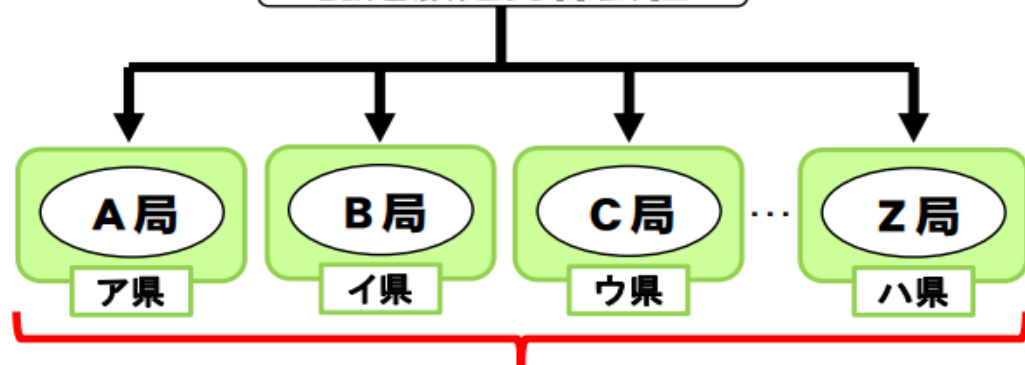
認定放送持株会社



12都道府県分まで

改正後

認定放送持株会社



都道府県の数の制限無し

【構成員の主な意見】

- ▶ 放送を終了される、それに伴って市場を退出されることもあるということで、昨年取りまとめをしたときから状況に変化が生じていることを考えると、衛星においてもマス排のルールを緩和して、衛星基幹放送事業者の安定的な確保のための再検討を行うという方向性に賛同する。(大谷構成員)
- ▶ 時間に余裕があるときに視聴するのが衛星放送ということもあり、最近だとタイムパフォーマンスを重視する年齢層が増えているということを考えると、ネットでの動画配信サービスが急成長している状況というのは、地上波よりも衛星放送に顕著な影響が生じるものではないかと思われる。(大谷構成員)
- ▶ 基本的に賛同する。BSは、今回初めて勉強させていただいたが、今のBS全体で流れている状況で言うと、昔は独立系の方々が割と独自の放送を提供していたところから、オンデマンド系のところにより、マーケットが圧縮されてきているような状況があるのだと思っており、片やニュースの報道であったりとか、スポーツであったりとか、インターネットでリアルタイムに、オンデマンドでは対応し得ないような分野のところについて、恐らく制度の設立初期よりもかなり重要性が移ってきているのではないのかなと思っています。競合環境がより現れているこの領域での、今後の戦略やマーケットの成立について議論を尽くしていくことが大事なのではないか。(瀧構成員)
- ▶ 環境が変化をしているということで、しっかり見直していくことが重要だと思っている。(落合構成員)
- ▶ 地上波においてもそうだが、制度上のマス排はあるかとは思いますが、一方で、設備共用であったりも併せて考えていくことは大事な視点になってくると思う。そういった規制・制度面のほか、インフラ側の連携でどういう形で様々な、コストの削減であったり、より合理的な業界としての事業展開ができるのかを考えていただけると非常にいいのではないかと思う。ぜひ、御検討を進めていただければと思う。(落合構成員)